

令和6年3月8日（金）午前9時30分より、3月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
- 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
- 議案第4号 あっせん申し出について
- 議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- 報告第2号 農地改良行為届について
- その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和6年4月9日（火）午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

【欠席委員】 8番 矢野等司

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は7番、9番の方お願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名 7番、9番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う使用貸借権の設定及び所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 あっせん申し出について

議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について
その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

宅地部分の倉庫を取り壊して、そこを進入路として利用する計画です。申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。雨水は南側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道は南側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2～3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。残地部分についてはそのまま畠として利用されるそうです。また、隣との境に竹が生えていますが、その部分は隣地の所有者に3条申請で贈与予定とのことです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 隣との話はついているそうです。北側に大きな水路がありますが、現在は環境で法面の管理をしています。家を建てたらその部分を切ってもらうように話をしています。公園との境界部分はどうなってましたかね。

事務局 辻 既設のフェンス付きコンクリートブロック2段があります。

15番 山見委員 分かりました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 何故わざわざ竹林の部分を分筆されたんですか。

15番 山見委員 竹林の部分までは昔から隣の人の敷地という話になっていたそうです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

1番の申請地の隣になります。こちらも宅地部分の倉庫を取り壊して、そこを進入路として利用する計画です。申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。雨水は南側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道は南側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設・新設のコンクリートブロック2～3段を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 1番と同じ所なので問題ないと思います。姉妹で家を建てられるそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は車両置場の敷地拡張になります。

隣の自動車整備工場の車両置場が不足しているため敷地拡張する計画です。申請地は、集団性や公共投資も無く、第1種農地と第3種農地の要件を満たさない農地であり、第2種農地となります。雨水は自然流下により既存の敷地から道路側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては既設・新設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 10年以上前から遊休地になっていた所です。住宅に囲まれた所で周りも遊休地化しており、将来的にはそちらも買われるのではないかと思われます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

15番 山見委員 この農地はどうやって出入りしてたんですか。

事務局 辻 西側に里道はありますが、幅1mもありません。機械を使うには他人の農地を通りか自動車整備工場の敷地を通らないといけないようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 1番は田4筆2, 129m²、畠3筆728m²の売買で11,428,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 筆は分かれていますが、全部まとまった所です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 ハウスがある所ではないですよね。

10番 樋口委員 ハウスはありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 田1筆643m²の売買で700,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 叔父と甥の関係になるそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

＜事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 1番については田1筆1,167m²の売買で99,713円です。

2番については田1筆297m²の売買で40,287円です。

3番については田1筆6,799m²の売買で3,467,490円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

＜事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 1番については182m²の畠1筆の売買希望です。所有者は亡くなられており、相続人である子ども2人からあっせん申し出がなされています。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は平田委員と渡邊委員の2名にお願いします。続きまして2番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については①95m²の田②850m²の田③3,021m²の田の売買希望です。農地以外にも用悪水路と原野があり、そちらもあわせて売買して欲しいそうです。農地に入るために住宅の前の道を通らないといけませんが、トラクターの土が落ちたりすると苦情が出るそうです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 住宅の前を通らないとなると隣の農地と一体でしか無理だと思いますが、東側は段差があり、そちらから入るのは不可能だと思います。

18番 河野委員 住宅が後からきてるんだからそこが苦情を言うのはおかしいですよ。元々そこら一体農地だったんですから。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は樋口委員と河野委員と松本委員の3名にお願いします。

続きまして3番の説明をお願いします。

事務局 辻 3番については①1,019m²の畠②1,667m²の田③1,407m²の田の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

12番 秋吉委員 貸借じゃだめなんですかね。売買は厳しいと思います。

事務局 辻 本人さんは農地を手放したいと言われております。

12番 秋吉委員 大堰はポンプアップのため当番が回ってきます。また大雨で越水したりすると修繕の費用で負担金も発生したりします。そういう事情もあり、なかなか進んで耕作したいという人がいません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は秋吉委員と實藤委員と花田委員と矢野委員の4名にお願いします。

続きまして4番の説明をお願いします。

事務局 辻 4番については1, 667m²の田1筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

4番 實藤委員 くぼんだ部分はお墓になっています。道につながっていないため耕作しにくい場所です。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 元々は誰が耕作してたんですか。

4番 實藤委員 ●●氏が新規就農で5年間耕作していました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は秋吉委員と實藤委員と花田委員と矢野委員の4名にお願いします。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定についての説明>

事務局 辻 1つ目の農地の集積率ですが、現状が66.2%となっていますが、令和10年度までに80%を達成することを目標としなければなりません。福岡県と大刀洗町の総合計画でも同じ目標とされています。その達成を目指すために6年度は33haを新規で集積する必要があります。2つ目は遊休農地の解消で、現状の面積が13.0haでうち緑区分が5.2ha、黄区分が7.8haとなっています。緑区分は3年度の5分の1の解消が目標となるので、1.3haの解消を目標とし、黄区分は集団的に黄区分となっている遊休農地から優先的に解消に取り組むことを目標としています。3つ目が新規参入ですが、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得る必要があり、権利移動面積から計算された14.6haの確保が目標となっています。また、最適化活動の目標日数としては月8日となっており、活動強化月間は4月、8月、12月としております。また、これとは別に個人ごとに集積面積や遊休農地の解消面積の目標を決めなければなりません。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

12番 秋吉委員 遊休農地の解消について目標が令和3年度の数値なのは間違いではないですか。

事務局 辻 解消の目標については前回は前年度の数値で目標を立てていましたが、後日県から「こちらは令和3年度の数値で固定しなければならない」と修正の指摘がなされて

おります。気になる部分ではありますが、運用上令和3年度の数値になっております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。目標の設定に賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成となりました。
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 1番は279m²の田を20cm盛土する改良行為の届出です。
議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。